

管理組合活動でお困りの方へ



マンション管理について、第三者のアドバイスが欲しい

マンション・アドバイザー派遣支援

初回無料

マンション専門家(建築士・マンション管理士・弁護士等)を派遣し、相談に応じます。

- 初回のみ無料、2回目以降12,572円/回(2022年度時点)
- 年度当たり6回を限度(回数制限あり)

マンション・団地再生コーディネーター支援事業 費用無料

建物やコミュニティの将来検討にコーディネーターを派遣し、話し合いをサポートします。

- 年度当たり5回、通算3年度を限度



問合せ先:横浜市住宅供給公社街づくり事業課
☎ 045-451-7740 対応可能時間9~17時(土日祝除く)



他のマンションと情報交換したい

マンション管理組合サポートセンター事業

参加費無料

マンション専門家や管理組合同士の交流会を開催しています。

- 各区の地区センター等のほか、オンラインで開催

問合せ先:横浜市マンション管理組合サポートセンター事務局
☎ 045-663-5459 対応可能時間10~17時(土日祝除く)



マンション管理に役立つ情報が欲しい

マンション登録制度 登録無料

マンション情報を登録いただくことで、セミナーやさまざまな支援制度をご案内します。

問合せ先:特定非営利活動法人横浜マンション管理組合ネットワーク
☎ 045-911-6541 対応可能時間10~16時(水日祝除く)



【参考】よこはま防災力向上マンション認定制度

災害に強いマンションの形成と地域住民を含めた防災力の向上を図るため、防災対策を実施しているマンションを「よこはま防災力向上マンション」として認定します。



問合せ先:横浜市建築局住宅政策課 ☎ 045-671-4121

【参考】マンション耐震化支援事業

旧耐震基準(1981年5月末日以前建築)のマンションの耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事を補助します。



問合せ先:横浜市建築局建築防災課 ☎ 045-671-2943

管理組合向け支援制度のご案内

管理計画認定制度

— 2022年、マンション管理は新時代へ —

2022年
11月
スタート!



マンションの資産価値の
維持向上を考えている方

2、3ページへ



管理組合活動でお困りの方

4ページへ

このリーフレットに掲載しているものを含め、さまざまな支援メニューをご用意しています。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

横浜市 マンション管理組合支援事業



お問い合わせ

横浜市建築局住宅再生課 ☎ 045-671-2954 ✉ kc-jutakusaisei@city.yokohama.jp

マンションの資産価値の維持向上を考えている方へ



管理計画認定制度は2022年11月スタート!

適切に管理されているマンションを横浜市が認定する新しい制度をご紹介します。

管理計画認定制度の申請をぜひご検討ください!

認定を受けることで期待されるメリット

- 適正に管理されたマンションとして、市場において客観的に評価されます。
- 住宅金融支援機構の「[フラット35]」「マンション共用部分リフォーム融資」の金利引下げや「マンションすまい・る債」の利率上乘せが受けられます。*マンションすまい・る債については2023年度募集分から適用
- 認定申請をきっかけに管理状況を把握し、管理運営を見直す機会となります。

認定基準

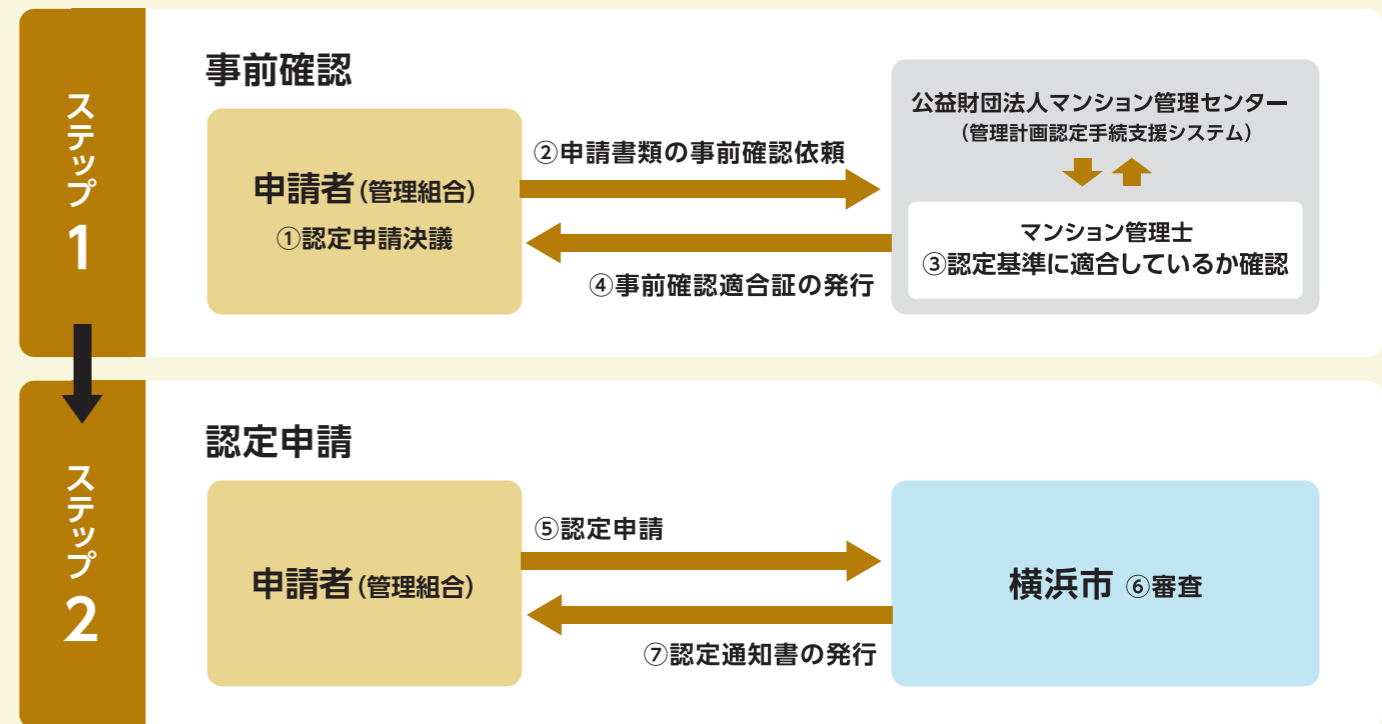
以下の基準を満たしているマンションを横浜市が認定します。

管理組合の運営	長期修繕計画の作成及び見直し等
<ul style="list-style-type: none"> ■管理者等及び監事が定められている ■集会(総会)が年1回以上開催されている 	<ul style="list-style-type: none"> ■長期修繕計画(標準様式準拠)の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額が集会(総会)で決議されている ■長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内にされている ■長期修繕計画の計画期間が30年以上かつ残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれている ■長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していない ■長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でない ■計画期間の最終年度において、借入金の残高のない計画となっている
管理規約	
<ul style="list-style-type: none"> ■管理規約が作成されている ■管理規約にて下記について定めている <ul style="list-style-type: none"> -緊急時等における専有部分の立ち入り -修繕等の履歴情報の保管 -管理組合の財務・管理に関する情報の提供 	
管理組合の経理	
<ul style="list-style-type: none"> ■管理費と修繕積立金の区分経理がされている ■修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない ■直前の事業年度の終了日時点における修繕積立金の三ヶ月以上の滞納額が全体の一割以内である 	
その他	
<ul style="list-style-type: none"> ■組合員名簿、居住者名簿が備えられており、年1回以上内容の確認が行われている ■横浜市マンション管理適正化指針*に照らして適切なものである 	

*横浜市マンション管理適正化指針とは：管理組合が活動する際の基本的な考え方を示すもので特に次の3点を重要な事項と位置付けています。

- ①管理組合は、マンションの管理の主体として、必要に応じて専門家の活用も検討しながら、主体的に適正な管理に取り組む。
- ②区分所有者は、管理の重要性・必要性を十分に認識し、管理組合活動に積極的に関わる。
- ③管理組合は、長期的な見通しを持ち、助言・指導等の目安及び管理計画認定の基準に留意しながら適正な運営に努める。

申請の流れ



※事前確認と認定申請はオンライン(管理計画認定手続支援システム)で行います。また、それぞれ手数料が発生します。申請パターンは複数あります。詳しくは、市のホームページをご確認ください。

- 管理計画認定制度は、以下のどちらかの制度と同時に申請することもできます。
- マンション管理適正化診断サービス(一般社団法人日本マンション管理士会連合会) ☎03-5801-0843
- マンション管理適正評価制度(一般社団法人マンション管理業協会) ☎03-3500-2721

相談窓口(マンション管理計画認定制度相談ダイヤル)

認定基準や申請手続きなどについて、専門的知識を有するマンション管理士がお答えします。

☎03-5801-0858 受付時間:10時~17時(土日祝除く)



詳しくは、市のホームページをご確認ください。

【参考】横浜市マンション管理適正化推進計画を新たに策定しました

マンション管理適正化法の改正に基づき、2022年4月に横浜市の計画を策定しました。計画では、横浜市が取り組む施策や管理計画認定の基準や助言・指導等の目安をはじめとする横浜市マンション管理適正化指針等を定めています。

